半島振興対策の概要

1. 半島振興法延長の経緯

昭和 60 年 半島振興法制定(昭和 60 年法律第 63 号。議員立法)

- ○衆議院建設委員長提案→賛成多数で成立(共産党のみ反対)
- ○半島振興対策実施地域の指定の仕組み、半島振興計画の承認等の規定
- ○地方債についての配慮、資金の確保、税制上の措置等の規定
- ○法期限は10年間(昭和70年(平成7年)3月31日まで)

昭和 63 年 一部改正(昭和 63 年法律第 21 号。議員立法)

- ○衆議院建設委員長提案→衆・参とも全会一致で成立 (主な改正内容)
- ○半島循環道路等の整備の規定の追加(補助率の嵩上げ)
- ○基幹的な市町村道等を都道府県が代行整備できる旨の特例規定の追加
- ○小型航空機用公共用飛行場等の整備に係る国の配慮の規定の追加

平成7年 法期限の延長・一部改正(平成7年法律第45号。議員立法)

- ○衆議院建設委員長提案→衆・参とも全会一致で成立 (主な改正内容)
- ○法期限を10年間延長(平成17年3月31日まで)
- ○都道府県が定める半島振興計画の計画事項の拡充 (生活環境の整備、高齢者等の福祉増進を追加)
- ○国及び地方公共団体の配慮の規定の追加
 - ①情報流通の円滑化及び通信体系の充実
 - ②高齢者福祉の増進
 - ③地域文化の振興等

|平成 17 年 法期限の延長・一部改正(平成 17 年法律第 7 号。議員立法)

- ○衆議院国土交通委員長提案→衆・参とも全会一致で成立 (主な改正内容)
- ○法期限を10年間延長(平成27年3月31日まで)
- ○法目的の追加
- 「半島地域の自立的発展」を目的規定に追加
- ○都道府県が定める半島振興計画の計画事項の拡充 (国土保全施設等の整備、地域間交流の促進を追加)
- ○国及び地方公共団体の配慮の規定の追加等
 - ①高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実(拡充)
 - ②農林水産業の振興
 - ③観光その他の地域間交流の促進

半島振興法のスキーム

目的(1条)

半島地域(架橋離島を含む。)について、広域的かつ総合的な特別対策の実施による地域振興 →半島地域の自立的発展・地域住民の生活の向上・国土の均衡ある発展

<地域指定>

関係道府県知事 (2条1項) 協議 関係市町村長

(2条2項)

「三三」・国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣 が指定(2条1項)

- ・半島振興対策実施地域の要件(2条1項)
- 1. 2以上の市町村の区域からなり、一定の 社会的経済的規模を有する地域であること
- 2. 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係 る施設その他の公共的施設の整備につい て他の地域に比較して低位にある地域で あること
- 3. 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講じる必要がある地域であること

審議 国土審議会 (2条1項) 関係行政機関の 協議 長(2条1項)

> 官報による公示 (2条4項) ・名称及び区域

<半島振興計画の作成等>

関係市町村長 協議 (3条3項)

- ・都道府県知事が作成・変更 (3条1項・5項)
- 計画の内容(4条)
- 1. 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設 及び通信施設の整備に関する事項
- 2. 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 3. 水資源の開発及び利用に関する事項
- 4. 生活環境の整備に関する事項
- 5. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 6. 教育及び文化の振興に関する事項
- 7. 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 8. 水害、風害、地震災害(津波による被害を含む。)その他の災害を防除するために 必要な国土保全施設等の整備に関する事 項

調和

国土形成計画等 他法令の規定に よる地域振興に 関する計画 (4条3項)

2. 支援措置

(1)財政上の措置

①地方債についての配慮(法第8条関係)

- ・ 半島振興計画に基づいて都道府県又は市町村が単独で実施する道路整備事業について、 充当率 75% (平成 24 年度) の半島振興道路整備事業債を発行することが可能
- ・ 辺地対策事業債の対象となる辺地の基準である辺地度点数について、半島地域の市町村 は辺地度点数を25点(高速輸送施設の整備が他の地域に比して著しく低位にある場合は 30点)加算

②半島循環道路等の整備(法第10条関係)

・ 半島循環道路等に指定された都府県道又は市町村道の改築に関する補助率の特例を措置 (一般地域 50%、半島地域 55% (平成 29 年度末まで))

③基幹的な市町村道等の整備(法第11条関係)

- ・ 基幹的な市町村道等について、都道府県が市町村に代わり新設及び改築を実施すること が可能(都道府県代行)
- ・ 都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の 適用団体である場合においては、同法の規定を適用して国の負担割合の特例を措置 (最高 1.25 倍)

④小型航空機用飛行場等の整備(法第12条関係)

- ・ 地方公共団体が行うコミューター空港その他航空運送施設整備の事業に対する助成措置 ⑤情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(法第13条関係)
 - ・ 無線システム普及支援事業、情報通信利用環境整備推進事業により、半島地域を含む条 件不利地域を対象とした施策を実施

⑥農林水産業の振興(法第13条の2関係)

・ 土地改良法に基づく補助率の特例措置、地域自主戦略交付金のうち通作条件整備にかかる事業の実施要件の緩和、中山間地域等直接支払交付金等の事業により半島地域を含む 条件不利地域を対象とした施策を実施

(7) 高齢者の福祉の増進(法第14条関係)

・ 半島地域を含む条件不利地域における生活支援ハウスの整備等を対象とする地域介護・ 福祉空間整備等施設整備交付金を措置

⑧水道施設整備

・ 水道の広域的な整備を図る広域化促進地域上水道施設整備費補助金の採択基準を緩和 (給水人口又は給水量 一般:20%以上増加、半島地域市町村:10%以上増加)

⑨過疎地における郵便局の設置

・ 半島地域を含む条件不利地域において、民営化時の郵便局セットワークの水準を維持

(2) 金融上の措置

- ・ 地域活性化・雇用促進資金((株)日本政策金融公庫)に基づく融資
- ・ 農業改良資金の貸付けに係る償還期限及び据置期間並びに就農支援資金(就農研修及び 就農準備に必要な資金)の貸付けに係る償還期間及び据置期間の延長

(3)税制上の措置

①特別償却(所得税・法人税)

・ 機械、建物等の資産を取得して製造業又は農林水産物販売業の用に供した場合、機械・ 装置につき10/100、建物・附属設備につき 6/100を特別償却額として計上可能(取得価額の下限:2,000万円)

②地方税の不均一課税に伴う減収補塡

・ 地方公団体が、製造業又は旅館業(旅館業については、半島地域のうち過疎地域に類する地区のみ)の用に供する設備の新設又は増設に対し、地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)に係る不均一課税をした場合において、当該不均一課税に伴う減収額のうち一定額を地方交付税により補填

(4) 半島地域振興対策事業等

①半島地域活性化の多様な担い手形成促進調査

- ・ 半島地域における地域作り活動を活性化するため、世代・地域・分野を超えた協力のきっかけづくりを行う団体を支援し、半島地域の活性化を担う人材を育成。
- ・ 平成23年度は、男鹿、江能倉橋島、東松浦、宇土天草の4地域で実施

②半島間連携による自立的発展支援調査

- ・ 半島地域で活動する団体が、他の半島地域で活動する団体と連携し、共同活動すること で、新しい効果を創造することを目指す取組について支援。
- ・ 平成23年度は、丹後・幡多、渡島・津軽・下北、宇土天草・島原の4組の連携について 支援

③半島地域の価値創出支援調査

- ・ 半島地域の地域資源を新たな価値として社会に提示するため、農林水産業の6次化、観 光等を中心とした地域活性化に資する取組を支援。
- ・ 平成23年度は、積丹、紀伊、能登の3地域で実施